

## 第5章 地域支援事業の取組

地域支援事業は、自立支援・介護予防・重度化防止の施策を総合的かつ一体的に行うために区市町村が行う事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく生活し続けることができるよう、介護保険法の「自立支援・重度化防止」の理念に基づき、介護予防に資するサービスを提供します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会や人との交流が減る中で、高齢者の閉じこもりや身体・認知機能の低下が懸念される状況にあります。

介護予防・日常生活支援総合事業では、事業所のサービスのほか、多様な主体によるサービスや社会参加の視点を取り入れた介護予防の促進などにより、高齢者がいつまでも元気で過ごせるよう各種事業を実施します。

介護が必要となる背景には、加齢に伴って心身が衰え、社会的つながりが弱くなった状態である「フレイル」があることから、フレイル対策が重要となります。高齢者の保健事業（医療分野）と介護予防の一体的な実施を推進し、フレイル対策を強化します。

事業の実施に当たっては、地域共生社会の実現という観点も意識し、地域住民の主体的な参画を促していきます。

#### （1）一般介護予防事業

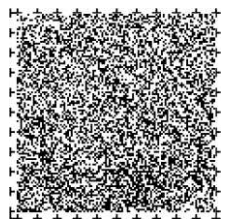
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、加齢による身体機能の低下を予防し、心身の機能向上を図るため、介護予防事業の充実を図ります。

住民主体の通いの場を充実させることで、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりは、地域に活力をもたらし、参加者の介護予防・フレイル予防や認知機能低下の予防につながっていきます。高齢者が、住み慣れた地域や人間関係の中で介護予防に気軽に取り組めるよう、自主グループ活動を支援し、既存の活動の場が介護予防、フレイル予防の視点をふまえた取組となるよう支援します。

これらの活動が効果的・効率的に行われるよう、活動助成事業や栄養士・歯科衛生士等による出前講座、リハビリテーションの専門職等が関与したグループ支援を推進します。

また、高齢者の社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを支援し、健康増進や介護予防に資するため、シニアいきいきポイント事業を引き続き実施します。

このほか、介護予防・フレイル予防の普及啓発を行うため、運動機能向上、低栄養予



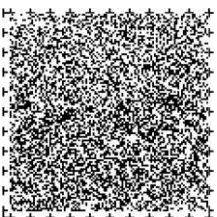
防、口腔機能向上、社会参加、認知症予防に関する介護予防教室や講演会、介護予防通信の発行等を実施します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を踏まえ、事業間の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で介護予防に取り組み、いきいきと生活できる仕組みを整備するためPDCAサイクルに沿った推進を行っていきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「シニア健康応援隊」(介護予防リーダー)の育成と活動支援</li> <li>● 介護予防に資する住民主体の活動の推進</li> <li>● めぐるフレイル予防プロジェクト</li> <li>● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</li> <li>● リハビリテーション専門職等の派遣事業</li> <li>● 活動助成金交付事業</li> <li>● 介護予防通信の発行</li> <li>● 一般高齢者を対象とした介護予防教室、講演会等の実施</li> <li>● めぐるシニアいきいきポイント事業</li> </ul>

【自立支援・介護予防・重度化防止の取組に係る実績と実施目標】

事業	令和3年度～ 令和5年度の実績	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
シニア健康応援隊の育成と活動支援				
シニア健康応援隊養成講座実施数	毎年度1回	1回	1回	1回
養成講座修了者累積数	3年度 159人 4年度 175人 5年度 185人(見込)	195人	205人	215人
めぐろ手ぬぐい体操活動拠点への参加者延べ人数	3年度 1,900人 4年度 5,529人 5年度 6,000人(見込)	6,200人	6,400人	6,600人
介護予防に資する住民主体のグループの立ち上げ				
グループ数	3年度 7グループ 4年度 7グループ 5年度 7グループ(見込)	5グループ	5グループ	5グループ
めぐろフレイル予防プロジェクトの推進				
フレイルサポーター養成講座修了者数	4年度 20人 5年度 18人	15人	15人	15人
フレイルチェック会等実施数	4年度 7回 5年度 14回(見込)	20回	20回	20回
めぐろシニアいきいきポイント事業				
対象活動(場所)	3年度 14施設(4活動) 4年度 15施設(4活動) 5年度 15施設(4活動)(見込)	16施設 (4活動)	16施設 (4活動)	16施設 (4活動)
新規サポーター登録者数	3年度 2人 4年度 33人 5年度 30人(見込)	35人	35人	35人



## (2) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けたかたや基本チェックリストでサービス事業対象者に該当したかたの多様な生活支援ニーズに対応するため、訪問型・通所型の介護事業者によるサービスを継続するとともに、住民主体による「支え合い事業」の充実を引き続き図ります。

訪問型支え合い事業は、社会福祉協議会及びシルバー人材センターを実施団体とし、そこで研修を受けたかたが担い手として活動しています。通所型支え合い事業については、地域の居場所づくりの促進を図るために、必要な支援を行います。

「支え合い事業」の充実については、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターや協議体による支え合い活動の状況を踏まえ、新たな担い手の確保や活動場所の拡充に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、実施団体による活動休止や利用控えが見られたため、感染防止に配慮しつつ、利用率向上に向け取り組んでいきます。

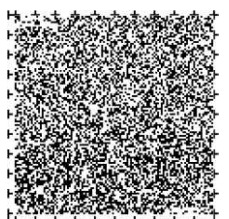
「短期集中予防サービス」はフレイルの状態にあるかたを対象に、本人がしたい、又はできるようにになりたい生活行為を目標とし、保健・医療の専門職が短期集中的に支援して生活機能の改善を図ります。

また、介護予防ケアマネジメント過程や地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の活用や、多様なサービスの利用を踏まえたケアマネジメントの研修などを行い、自立支援に向けてより効果的な介護予防ケアマネジメントが実現するよう取り組んでいきます。

### 【介護予防・生活支援サービス利用者数実績・見込み】

#### ① 指定事業者によるサービス

区 分		実績値		見込値	推計値			
		令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 22年度 (2040年度)
訪問型サービス	月平均利用者(人)	675	621	684	700	700	697	824
	予防給付相当サービス	610	575	619	632	633	630	739
	区独自基準サービス	65	46	65	68	67	67	85
通所型サービス	月平均利用者(人)	715	721	759	775	776	776	899
	予防給付相当サービス	702	707	744	760	761	761	882
	区独自基準サービス	13	14	15	15	15	15	17
介護予防ケアマネジメント	月平均利用者(人)	693	682	684	705	708	706	827



② 支え合い事業

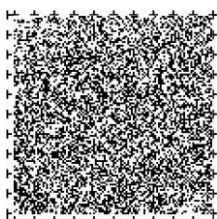
事業	令和3年度～ 令和5年度の実績	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問型支え合い事業	月平均利用者 3年度 2.8人 4年度 1.4人 5年度 1.0人(見込)	3.0人	4.0人	7.0人
通所型支え合い事業	団体数 3年度 2団体 4年度 2団体 5年度 2団体(見込)	3団体	3団体	3団体

③ 短期集中予防サービス

事業	令和3年度～ 令和5年度の実績	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問型短期集中 予防サービス	参加者 3年度 4人 4年度 6人 5年度 8人(見込)	10人	10人	10人
通所型短期集中 予防サービス	参加者 3年度 20人 4年度 28人 5年度 30人(見込)	30人	30人	30人

④ その他の生活支援サービス

事業	令和3年度～ 令和5年度の実績	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
栄養改善を目的とし た配食サービス	月平均利用者 3年度 0人 4年度 0人 5年度 1人(見込)	5人	5人	5人



## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの設置運営

#### ① 地域包括支援センターの業務

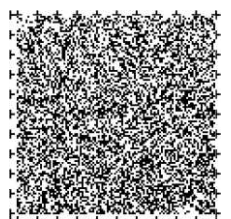
区では、地域包括支援センターにおいて、介護保険法に基づく高齢者を対象にした業務に加え、全ての区民を対象とする保健福祉の総合相談支援業務、高齢者・障害者を対象とした個別相談及び障害福祉サービスの受付等を行っています。

保健福祉の総合相談では、多様な相談への一時的な対応や、複合的な課題を抱えるケースへの分野を横断し包括的な対応を図るもので、関係機関と適切に連携しながら相談・支援に取り組んでいます。

ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー等の複雑な課題を抱えながら必要な支援を受けられず、孤立する人や世帯が多く存在することが明らかになるなか、今後、重層的支援体制を構築する取組の中で、保健福祉の総合相談支援を更に充実させ、横断的な分野で連携・協働する体制を強化していきます。

#### 【目黒区地域包括支援センターの実施業務】

1 全ての区民を対象とした業務	
保健福祉の総合相談支援	①総合案内 ②総合支援 ③地域のネットワークづくり
2 高齢者を対象とした業務	
○地域包括支援センターとしての業務	
(1) 包括的支援事業	センターの主な業務 ①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 区が取り組む以下の事業に係る一部の業務 ④在宅医療・介護連携の推進 ⑤生活支援体制の整備 ⑥認知症施策の推進 ⑦地域ケア会議の推進
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業	①介護予防ケアマネジメント業務 ②一般介護予防事業の一部
(3) 指定介護予防支援事業	
○付加する業務	
(1) 高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとりぐらし等高齢者登録、訪問食事サービスの受付など
(2) 介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請書、居宅サービス計画作成依頼届出書の受理など
3 障害者を対象とした業務	
(1) 個別相談	相談業務
(2) 障害福祉サービスの受付等	都営交通無料パスの申請受付など





## ② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者を中心に、障害者、子ども、生活困窮者、在宅療養者、また、世帯が抱える複合課題や制度の狭間の課題を「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として丸ごと受け止めます。そして各分野の専門機関や区の関係部署とより緊密に連携し、適切な支援につなげる入口として、総合相談支援の充実に取り組みます。さらに、地域のネットワークを活用し、社会から孤立しがちな世帯へのアウトリーチによる支援を積極的に行うとともに、利用者の利便性向上のための取組を進めています。

現在、地域包括支援センターは地区ごとに1か所設置し、保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置しています。今後は、これまで以上に地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築や制度の狭間への対応が求められるため、地域包括ケアシステムを支える層の厚い人材の確保や資質の向上に努めます。さらに、地域連携コーディネーター等を中心に、地域資源の掘り起こしや地域のネットワークづくりに取り組みます。

働きながら介護する家族等が就労時間外でも相談できるよう、窓口の受付時間は、平日は午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前8時30分から午後5時までを継続し、相談機能の強化を図っています。

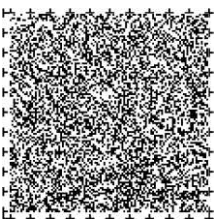
また、区の地域包括支援センターを国の定める評価指標に基づき比較評価し、適正な運営体制について検討していきます。

## ③ 地域包括ケアに係る推進委員会

地域包括支援センターは、介護サービス等に関する事業者・職能団体、介護保険の被保険者、学識経験者等を構成員とした運営協議会の意見を踏まえて、公正かつ中立な運営を確保することとされており、区では、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会を兼ねた「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会」を設置しています。

地域包括支援センターの運営に関しては、毎年度、同委員会に運営方針の諮問、事業計画及び評価等の報告を行い、公正・中立性を確保するとともに、区民等の意見を地域包括支援センターの運営に反映させています。

また、この「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会」を介護保険法が掲げる地域ケア会議のうち、全区レベルの地域ケア会議と位置づけており、地域に必要な政策の立案や提言等も期待されています。



## (2) 在宅医療・介護・福祉の連携の推進

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進することが重要です。

区民が在宅医療や介護で受けられるサービス内容や利用方法等について理解し、自分自身や家族等に在宅医療や介護が必要となったときに、利用できる制度やサービスを適切に選択できるよう、在宅療養相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、出前講座等により普及啓発を行います。

在宅療養者の状態の変化に応じた「日常の療養支援」、「急変時の対応」、「入退院支援」、「看取り」では、各場面における医療・介護の多職種による連携を一層推進します。

また、地域の医療・介護関係者の在宅療養事業への理解と関係機関相互の理解を深めるため、多職種による研修を、他の施策と連携を図りながら効率的に開催します。

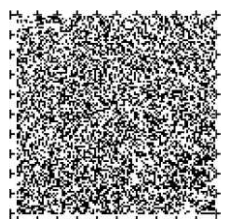
将来どのような医療や介護を受けて最期を迎えるかを計画して、意思決定を支援するプロセスである「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：ACP）」の普及啓発活動を推進するとともに、感染症や災害等の発生時においても継続的に必要なサービス提供を維持するために、関係者の連携体制を強化していきます。

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅療養資源マップの発行及び医療・介護資源情報提供システムの運用</li> <li>● 目黒区在宅療養推進協議会の開催</li> <li>● 各地域包括支援センターへの在宅療養コーディネーターの配置及び在宅療養相談窓口業務の実施</li> <li>● 在宅医療と介護の連携に関する研修</li> <li>● 在宅療養相談業務向上研修</li> <li>● 各地域包括支援センターによる出前講座等の開催</li> </ul>

## (3) 認知症総合支援事業

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように、基本理念や国・自治体・事業者・国民の責務を定めた認知症基本法が令和5年6月に制定されました。

認知症の発症や進行を遅らせ、また認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症基本法や認知症施策推進大綱及び認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）などに基づいた取組を進めていきます。



認知症は誰もがなりうるものであり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及に努めます。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場等での介護予防事業等を推進していきます。

また、認知症の人の意見を重視した施策や介護者の介護負担の軽減や安心につながる施策を推進するとともに、高齢期とは異なる特有の課題を抱える若年性認知症について、普及啓発や関係機関と連携した取組を行います。

認知症の容態の変化に応じて適時・適切に対応できる仕組みづくりを推進するため、認知機能の低下があるかたの早期発見、早期診断及び早期対応のための支援体制の整備や地域包括支援センターに配置した認知症支援コーディネーターや関係機関等と連携を図りながら認知症施策を進めていきます。

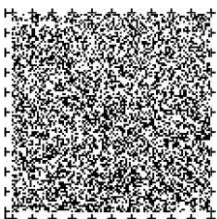
事業内容
<ul style="list-style-type: none"><li>● 認知症の正しい理解と認知症ケアパスの普及啓発</li><li>● 認知症予防に資する事業の推進（介護予防・フレイル予防）</li><li>● 認知症初期集中支援事業等の推進</li><li>● 若年性認知症に関する支援</li><li>● 認知症コーディネーターの配置と介護者・家族支援</li></ul>

#### （４）生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、日常生活での支援を必要とする高齢者が増えています。生活支援体制整備事業は、地域の住民、ボランティア、NPOなどの各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めていくものです。

区では、平成27年度に生活支援体制整備事業を開始し、日常生活圏域ごとに順次取組を進めてきました。現在では、日常生活圏域の5地区全てに生活支援コーディネーターを配置し、第2層協議体が発足しています。生活支援コーディネーターは地域資源の把握と関係性づくりを行い、第2層協議体では地域の特色や課題を情報共有するとともに、支え合いに関する話し合いを行っています。

このような地域における活動を基盤として生活支援体制を整備し、「支え合い事業」の充実へとつなげていきます。





【自立支援・介護予防・重度化防止の取組に係る実績と実施目標】

事業	令和3年度～ 令和5年度の実績	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活支援コーディネーター（協議体）の活動	協議体開催回数 3年度 18回 4年度 24回 5年度 25回(予定)	25回	25回	25回

**(5) 地域ケア会議の充実**

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のため「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」といった5つの機能があり、今後、更に実効性のあるものとして、充実させていきます。

各地域包括支援センターが主催し、定期的を開催する地域ケア個別会議においては、多職種協働による個別事例の検討や課題の分析を行い、その積み重ねにより地域に共通する課題や制度の狭間にある課題を抽出していきます。

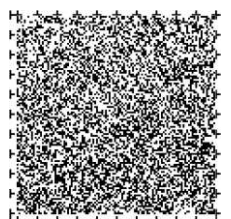
地域ケア推進会議においては、地域ケア個別会議で抽出された地域課題等を、関係機関、地域住民、行政等で情報を共有し、解決に向けた地域づくり・資源開発の検討、並びに政策の立案・提言へとつなげていきます。

第8期中は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域ケア個別会議は開催方法を「対面」から「オンライン」に変更し、開催を継続することでケアマネジメントの質の向上と地域課題の蓄積を図りました。

今後も高齢者等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域に共通する課題の抽出や有効な支援策の検討へつなげていく体制の整備等、多職種連携により地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

【自立支援・介護予防・重度化防止の取組に係る実績と実施目標】

事業	令和3年度～ 令和5年度の実績	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域ケア個別会議	開催回数 3年度 12回 4年度 12回 5年度 12回(予定)	12回	12回	12回
地域ケア推進会議	開催回数 3年度 1回 4年度 1回 5年度 1回(予定)	1回	1回	1回



### 3 任意事業

任意事業は、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業のほかに、介護保険事業の運営の安定化を図る事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を地域の実情に応じて行うもので、区では以下の事業を実施します。

#### ① 介護給付費適正化事業

介護給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供などにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

実施事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付実績を活用した分析・検証</li> <li>● ケアマネジメントの質の向上研修（介護支援専門員研修）の実施</li> <li>● 介護事業者連絡会・主任介護支援専門員連絡会研修支援</li> <li>● 認定調査員現任研修の実施</li> <li>● 介護サービス事業者に対する指導</li> </ul>

#### ② 家族介護支援事業

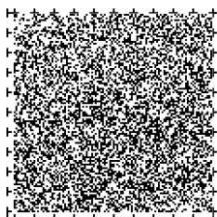
介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施します。

実施事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族介護教室</li> <li>● 認知症はいかい高齢者位置情報確認サービス</li> <li>● 介護者の会の開催、ネットワーク化の支援</li> </ul>

#### ③ その他事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

実施事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅改修理由書作成助成</li> <li>● 認知症サポーター養成講座</li> <li>● 高齢者福祉住宅へのライフサポートアドバイザー配置</li> </ul>



# 第6章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み

## 1 総介護費用の見込み

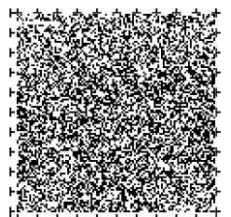
介護給付等対象サービスの見込量などを基に算出した各年度の保険給付費と地域支援事業費の見込みは、概ね次の表のとおりです。

### ① 総介護費用

#### 【保険給付費と地域支援事業費の見込み】

単位：円

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
居宅／地域密着型／施設サービス	18,766,573,000	18,845,588,000	19,284,429,000	56,896,590,000
居宅介護サービス	11,843,124,000	11,881,095,000	11,912,993,000	35,637,212,000
地域密着型サービス	2,556,580,000	2,597,624,000	2,739,458,000	7,893,662,000
施設サービス	4,366,869,000	4,366,869,000	4,631,978,000	13,365,716,000
介護老人福祉施設	3,442,232,000	3,442,232,000	3,707,341,000	10,591,805,000
介護老人保健施設	758,002,000	758,002,000	758,002,000	2,274,006,000
介護医療院	166,635,000	166,635,000	166,635,000	499,905,000
介護予防／地域密着型介護予防サービス	467,697,000	468,791,000	468,984,000	1,405,472,000
介護予防居宅サービス	459,731,000	460,825,000	459,934,000	1,380,490,000
地域密着型介護予防サービス	7,966,000	7,966,000	9,050,000	24,982,000
特定入所者介護サービス費	246,216,998	247,256,926	247,824,160	741,298,084
高額介護サービス費	691,830,006	694,752,034	696,345,867	2,082,927,907
高額医療合算介護サービス費	115,748,386	116,417,295	116,697,514	348,863,195
審査支払手数料	22,762,620	22,894,200	22,949,280	68,606,100
保険給付費合計 ①	20,310,828,010	20,395,699,455	20,837,229,821	61,543,757,286
地域支援事業費 ②	923,411,256	924,146,858	923,631,905	2,771,190,019
保険給付費 + 地域支援事業費 ①+②	21,234,239,266	21,319,846,313	21,760,861,726	64,314,947,305

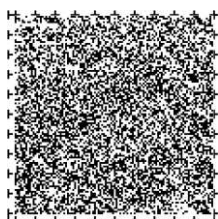


② 保険給付費、地域支援事業費の内訳

【サービスごとの保険給付費見込額】

単位：円

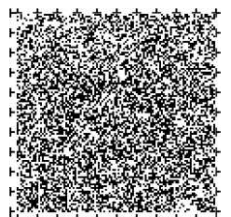
区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	2,307,326,000	2,311,855,000	2,313,609,000	6,932,790,000
訪問入浴介護	155,122,000	155,122,000	156,001,000	466,245,000
訪問看護	1,684,159,000	1,688,040,000	1,689,093,000	5,061,292,000
訪問リハビリテーション	87,318,000	87,943,000	87,943,000	263,204,000
居宅療養管理指導	614,486,000	616,004,000	616,581,000	1,847,071,000
通所介護	1,523,705,000	1,528,574,000	1,530,734,000	4,583,013,000
通所リハビリテーション	124,674,000	125,078,000	125,078,000	374,830,000
短期入所生活介護	346,992,000	347,595,000	355,894,000	1,050,481,000
短期入所療養介護	32,837,000	32,837,000	32,837,000	98,511,000
福祉用具貸与	720,916,000	722,467,000	723,418,000	2,166,801,000
特定福祉用具販売	29,498,000	29,498,000	29,498,000	88,494,000
住宅改修	41,004,000	41,004,000	41,004,000	123,012,000
特定施設入居者生活介護	3,100,170,000	3,117,610,000	3,133,511,000	9,351,291,000
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	54,451,000	54,451,000	54,451,000	163,353,000
夜間対応型訪問介護	21,345,000	21,345,000	22,412,000	65,102,000
認知症対応型通所介護	144,894,000	144,894,000	158,987,000	448,775,000
小規模多機能型居宅介護	374,703,000	376,569,000	441,824,000	1,193,096,000
認知症対応型共同生活介護	903,228,000	940,174,000	1,000,978,000	2,844,380,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	189,229,000	189,229,000	189,229,000	567,687,000
地域密着型通所介護	868,730,000	870,962,000	871,577,000	2,611,269,000
(3) 居宅介護支援	1,074,917,000	1,077,468,000	1,077,792,000	3,230,177,000
(4) 施設サービス				
介護老人福祉施設	3,442,232,000	3,442,232,000	3,707,341,000	10,591,805,000
介護老人保健施設	758,002,000	758,002,000	758,002,000	2,274,006,000
介護医療院	166,635,000	166,635,000	166,635,000	499,905,000
合計	18,766,573,000	18,845,588,000	19,284,429,000	56,896,590,000



第6章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み

単位：円

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	117,548,000	117,957,000	117,548,000	353,053,000
介護予防訪問リハビリテーション	7,495,000	7,495,000	7,495,000	22,485,000
介護予防居宅療養管理指導	41,055,000	41,355,000	41,195,000	123,605,000
介護予防通所リハビリテーション	25,135,000	25,135,000	25,135,000	75,405,000
介護予防短期入所生活介護	1,826,000	1,826,000	1,826,000	5,478,000
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	49,422,000	49,555,000	49,422,000	148,399,000
特定介護予防福祉用具販売	3,854,000	3,854,000	3,854,000	11,562,000
介護予防住宅改修	18,017,000	18,017,000	18,017,000	54,051,000
介護予防特定施設入居者生活介護	133,935,000	133,935,000	133,935,000	401,805,000
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,966,000	7,966,000	9,050,000	24,982,000
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	61,444,000	61,696,000	61,507,000	184,647,000
合計	467,697,000	468,791,000	468,984,000	1,405,472,000

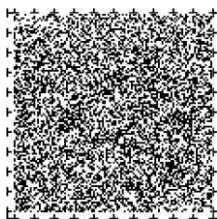




【事業区分ごとの地域支援事業費見込額】

単位：円

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービス	150,432,263	150,596,112	150,117,192	451,145,567
通所型サービス	256,813,148	257,227,219	257,347,823	771,388,190
その他生活支援サービス	161,000	161,000	161,000	483,000
一般介護予防事業	70,969,000	70,969,000	70,969,000	212,907,000
上記以外	49,425,845	49,583,527	49,426,890	148,436,262
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）				
地域包括支援センターの運営	284,567,000	284,567,000	284,567,000	853,701,000
(3) 任意事業				
介護給付費適正化事業	6,760,000	6,760,000	6,760,000	20,280,000
家族介護支援事業	2,026,000	2,026,000	2,026,000	6,078,000
その他事業	22,330,000	22,330,000	22,330,000	66,990,000
(4) 包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業	12,787,000	12,787,000	12,787,000	38,361,000
生活支援体制整備事業	37,320,000	37,320,000	37,320,000	111,960,000
認知症初期集中支援推進事業	7,520,000	7,520,000	7,520,000	22,560,000
認知症地域支援・ケア向上事業	20,465,000	20,465,000	20,465,000	61,395,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	421,000	421,000	421,000	1,263,000
地域ケア会議推進事業	1,414,000	1,414,000	1,414,000	4,242,000
合計	923,411,256	924,146,858	923,631,905	2,771,190,019



## 2 第1号被保険者の保険料について

### (1) 第8期における介護保険料の賦課及び収納の実績

#### ① 第1号被保険者保険料収納状況

現年度賦課の保険料の収納率は、令和3年度は98.65%、令和4年度は98.62%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

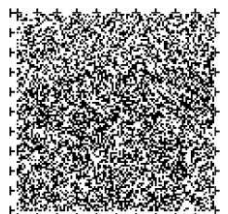
普通徴収保険料の収納率は、近年増加傾向となっており、令和3年度は90.13%、令和4年度は90.53%となっています。

#### 【年度別保険料収納状況（決算値）】

単位：円

賦課区分	徴収区分	令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）			
		調定額 A	収入額 B	収納率 B/A	調定額 A	収入額 B	収納率 B/A	
現年度分	特別徴収	4,043,248,901	4,043,248,901	100.00%	4,026,379,431	4,026,379,431	100.00%	
	普通徴収	現年度	632,257,405	569,714,191	90.11%	678,534,330	614,241,130	90.52%
		過年度	9,101,735	8,324,395	91.46%	7,262,148	6,616,470	91.11%
	計	641,359,140	578,038,586	90.13%	685,796,478	620,857,600	90.53%	
	計	4,684,608,041	4,621,287,487	98.65%	4,712,175,909	4,647,237,031	98.62%	
滞納繰越分	普通徴収	131,450,522	17,154,011	13.05%	124,530,741	16,364,139	13.14%	
総合計		4,816,058,563	4,638,441,498	96.31%	4,836,706,650	4,663,601,170	96.42%	

※還付保留、減免は含みません。



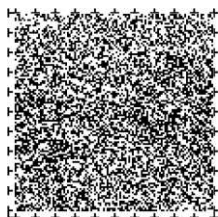
## ② 所得段階別の状況

所得段階別の被保険者数の比率をみると、非課税層の構成比は令和3年度47.7%、令和4年度47.5%となっています。

### 【所得段階別被保険者数（各年度末現在）】

所得段階	平均月額 (円)	対象者判定基準 (所得などの状況)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
			人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
1	3,100 (1,860)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 で住民税世帯非課税	1,715	3.1%	1,673	3.0%
2	3,100 (1,860)	世帯全員住民税非課税で、合計所得金 額+課税年金収入額80万円以下	7,317	13.1%	7,299	13.1%
3	3,720 (2,170)	世帯全員住民税非課税で、合計所得金 額+課税年金収入額80万円超で120万 円以下	3,308	5.9%	3,329	6.0%
4	4,340 (4,030)	世帯全員住民税非課税で、所得段階第 2段階、3段階以外	3,241	5.8%	3,345	6.0%
5	5,270	本人の住民税が非課税、世帯員が課税 で、本人の合計所得金額+課税年金収 入額が80万円以下	6,029	10.8%	5,834	10.5%
6 (基準額)	<b>6,200</b>	本人の住民税が非課税、世帯員が課税 で、本人の合計所得金額+課税年金収 入額が80万円を超える	5,052	9.0%	4,966	8.9%
7	6,820	本人の住民税が課税で、合計所得金額 125万円未満	6,495	11.6%	6,538	11.7%
8	7,440	本人の住民税が課税で、合計所得金額 125万円以上で200万円未満	6,630	11.9%	6,597	11.8%
9	8,680	本人の住民税が課税で、合計所得金額 200万円以上で300万円未満	5,201	9.3%	4,981	8.9%
10	9,920	本人の住民税が課税で、合計所得金額 300万円以上で400万円未満	2,999	5.4%	2,890	5.2%
11	11,780	本人の住民税が課税で、合計所得金額 400万円以上で600万円未満	2,994	5.3%	2,994	5.4%
12	13,020	本人の住民税が課税で、合計所得金額 600万円以上で800万円未満	1,278	2.3%	1,363	2.4%
13	14,880	本人の住民税が課税で、合計所得金額 800万円以上で1,000万円未満	764	1.4%	853	1.5%
14	16,740	本人の住民税が課税で、合計所得金額 1,000万円以上で1,200万円未満	534	0.9%	566	1.0%
15	18,600	本人の住民税が課税で、合計所得金額 1,200万円以上1,500万円未満	544	1.0%	577	1.0%
16	20,460	本人の住民税が課税で、合計所得金額 1,500万円以上2,000万円未満	505	0.9%	587	1.0%
17	22,320	本人の住民税が課税で、合計所得金額 2,000万円以上	1,315	2.3%	1,387	2.5%
合計			55,921	100.0%	55,779	100.0%

※第1段階から第4段階の（）は、消費税の引き上げに伴う公費による低所得者の負担軽減措置による軽減後の平均月額保険料です。



## (2) 介護保険料の算定方法

1 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計【第3章】



2 保険給付費見込額及び地域支援事業費見込額の推計【第4章～第6章】



3 保険料収納必要額の算出

保険給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合 23%



第1号被保険者の負担割合は、第8期と同率の23%として計算します。  
※保険給付費等財源構成（54ページ）参照

+ 調整交付金相当額 5.00%  
- 調整交付金見込額 2%程度



調整交付金は保険給付の国庫負担のうち5%とされていますが、各区市町村の後期高齢者の割合や所得状況の分布などを全国平均と比較して算出されます。  
調整交付金見込額が調整交付金相当額を下回る場合、その差額は第1号被保険者の介護保険料必要額に上乗せされます。

+ 財政安定化基金拠出金 0.00%



都が設置する財政安定化基金に拠出金を支出するものですが、第4期以降は拠出率0%です。

- 保険者機能強化推進交付金等交付見込額



国から交付される保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付見込額を保険料に充てます。

- 介護給付費等準備基金取崩額

介護給付費等準備基金は計画期間の保険料の収支を調整するために設置しています。基金の一部を取り崩して保険料に充てることにより保険料の軽減を図ります。



4 保険料額の設定

保険料賦課総額の算出



保険料収納必要額に保険料予定収納率を加味して賦課総額を算出します。

所得段階別加入割合補正後被保険者数の算出



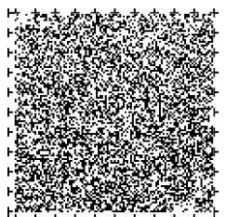
所得段階ごとの保険料の負担額に応じて補正した第1号被保険者数を算出します。

保険料の基準月額額の算出

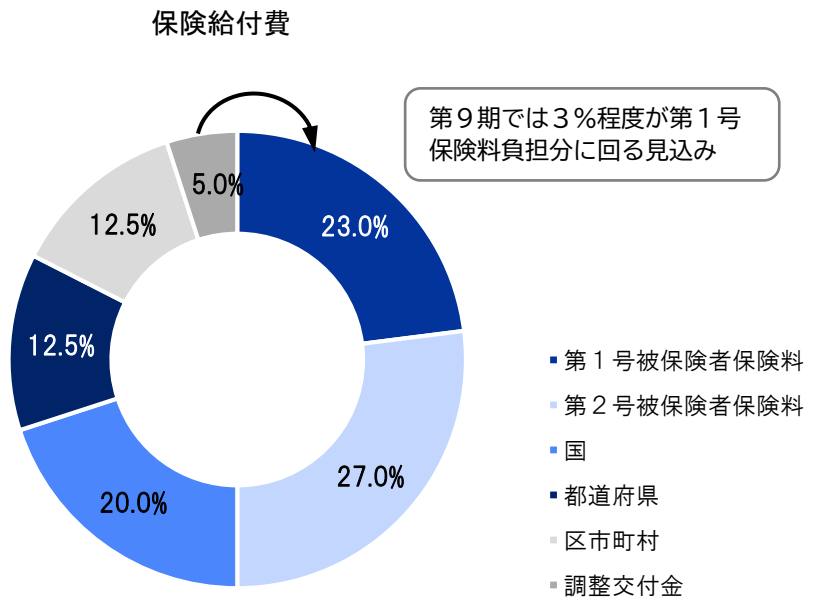


保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で割り、基準月額を算出します。

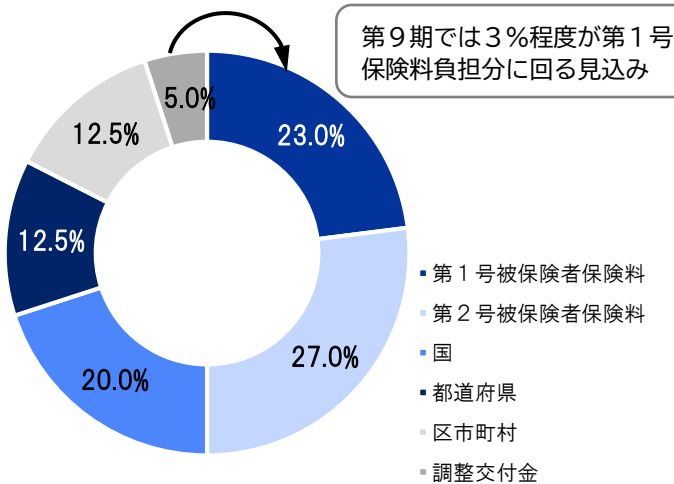
所得段階別保険料額の設定



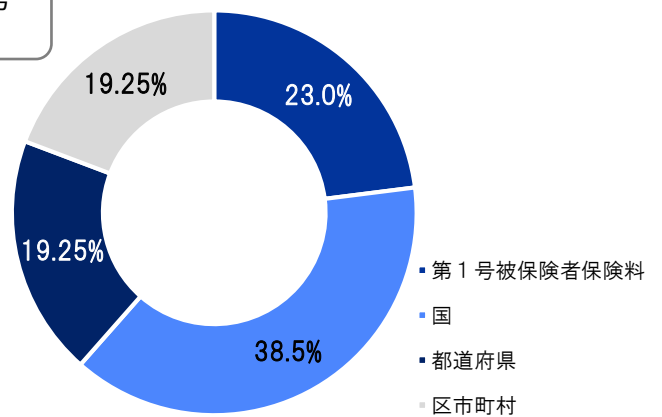
【保険給付費等財源構成】



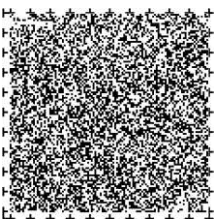
地域支援事業費  
（介護予防・日常生活支援総合事業費）



地域支援事業費  
（包括的支援事業・任意事業費）



※第9期の財源構成比は第8期と同じです。





### (3) 第9期における保険料の算定

#### ① 保険料賦課総額の算定

第9期における総介護費用のうち第1号被保険者負担分（23％）に調整交付金による調整額を上乗せし、保険者機能強化推進交付金等及び介護給付費等準備基金の取崩しによる軽減分を減額すると、保険料収納必要額が算出されます。

この保険料収納必要額に保険料収納率を加味すると保険料賦課総額が算出されます。

#### ② 所得段階の設定

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期以降所得段階が細分化され、更に第3期からは課税対象者の所得段階を保険者の判断により多段階化することが可能とされました。

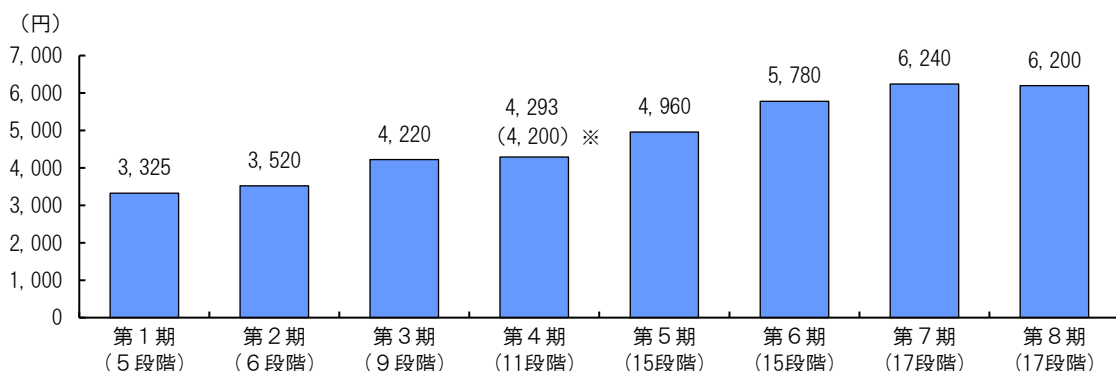
これを受けて区においても、第3期以降の各計画期間において多段階設定を行い、第7期からは17段階としています。

第9期についても、低所得者への配慮を十分に行いつつ、介護保険事業の運営を維持していくために必要な保険料段階等の設定について検討を行います。

#### ③ 第1号被保険者保険料額の算定

「(2) 介護保険料の算定方法」に記載のとおり、被保険者数、要支援・要介護認定者数、保険給付費、地域支援事業費などの推計を基に算定します。

【保険料基準月額、所得段階数の推移】



※第4期の( )は、国の特別対策による軽減措置後の基準月額

